

山我浩著「原爆裁判ーアメリカの大罪を裁いた三淵嘉子」毎日ワンス 2024年6月20日刊を読む

1. (1)2024年4月から9月NHKの朝の連続TVドラマ主人公モデルの三淵嘉子の数多の関連本を調べてみると、すっぽり抜け落ちているのが、嘉子が裁判官として「アメリカの原爆投下は国際法違反である」とする判決を下した経緯である。
(2)そして唯一、この点を深掘りしたのが本書なのである。
2. (1)嘉子は1952年(昭和27年)、名古屋地裁に初の女性判事となって赴任する。
(2)1956年(昭和31年)には、裁判官の三淵乾太郎(初代最高裁長官・三淵忠彦の長男)と再婚。
(3)お互いに子供のいる縁組で、和田姓から三淵姓になり、同年、東京地裁判事に就任した。
3. (1)東京地裁では1955年(昭和30年)、広島と長崎の被爆者5人が起こした「原爆裁判」を担当した。
(2)同年2月から1963年(昭和38年)2月まで、9回の口頭弁論が開かれたが、三淵嘉子(右陪席、次席裁判官)は第1回口頭弁論から結審まで一貫して担当し続けている。
(3)その間、裁判長と左陪席(嘉子の後輩裁判官)は何度か交代している。
4. (1)ところが嘉子は、この原爆裁判の経緯、判決について、一切書いたり、述べたりしていない。
(2)裁判官の守秘義務を果たしたのだろうと私は推測している。
(3)では、誰がこの画期的な判決文を書いたのだろうか。
(4)10年しか経っていないホットな 이슈の原爆問題について、自分の悲惨な戦争体験に照らし合わせても、一番書ける、書かなければならない立場であり、左陪席とは20歳くらいの年齢差があった彼女が中心になって、書いたのではないかと思われる。
5. (1)1963年12月7日に原爆裁判の判決が下った。
(2)判決では被爆者への賠償は認めなかったものの、
 - ①「広島市、長崎市に対する原子爆弾による爆撃は、無防衛都市に対する無差別爆撃として、当時の国際法から見ても明らかな違反である」
 - ②「国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んで甚大な被害を与えた。十分な救済策を執るべきである」
 - ③と、世界で初めて「原爆投下は国際法違反」と明言、日本政府に被爆者への支援策を強く促したのである。
(3)この判決の結果、「原爆特別措置法」が制定され、その後、「被爆者援護法」も制定された。
(4)さらには、世界的には判決から約半世紀遅れたが、「核兵器禁止条約」の成立にもつながった。

6. (1) 21世紀、AI(人工知能)時代が開かれようとしている今、世界は20世紀の「戦争の時代」に
逆戻りしつつある。
(2) ウクライナ戦争、イスラエル対ハマス戦争、台湾有事、北朝鮮の核開発などにより、第三次
世界大戦前夜のような危機的な雰囲気になってきた。
7. (1) それに加えて世界は今「ジェンダーフリー」時代に突入しており、
(2) 中でも日本のジェンダーギャップ指数(2023年度)は146カ国中125位と最低ランクで、こ
れが、日本の緊急課題になっている。
(3) 三淵嘉子はこの分野でも先駆者であったために、改めて再評価されているのだ。
8. (1) 本書は、前半で「原爆開発から広島・長崎への原爆投下の歴史」と、これまであまり知られ
てこなかった、三淵嘉子が携わった原爆裁判をテーマに書き進められ、さらに「原爆投下は国
際的な戦争犯罪」とする判決文の全文も掲載している。
(2) 連日ニュースやSNS、You Tube等でリアルに報道されているロシアによるウクライナへの
ジェノサイドの実態、ガザ地区で起きている民族戦争の惨状、本書はそれらの政治・軍事・歴
史的な背景を知るための座右の書にもなる、衝撃的な1冊である。

P4～6

<コメント>

大好評の2024年4月～9月NHK朝の連続TV番組「虎に翼」の主人公のモデルである三淵嘉子
裁判官が担当した「原爆裁判」に関連した、原子爆弾が開発された経緯、日本の広島・長崎に投下さ
れた経緯、投下後の経緯、判決内容とその意義、判決後の経緯についてわかりやすく、手際よくまと
められている本書は、第1級の歴史書と確信します。是非、御一読ください。

2024年8月16日(金)

林 明 夫